

## 人日動態

(10月1日現在)

人世	口帶	132,506人 28,705世帶
出生	(9月中)	183人 32人
死亡		2,034人
転出		1,750人

才 85 号

毎月1回10日発行

毎月1回10日発行  
発行所 室蘭市役所  
編集人 高階重雄  
印刷所 有限会社室蘭印刷所

▽ 11月15日 絵軸校（絵軸  
祝津、小橋内、築地町）  
▽ 11月18日 常盤校（西小  
路、緑、沢、港、泉、海  
岸町）  
▽ 11月18日 武揚校（本、  
栄、公園、入江町）  
▽ 11月19日 常盤校（幕西  
大、清水、常盤、幸町）  
▽ 11月19日 武揚校（舟見  
千才、開運、浜町）  
▽ 11月22日 朝陽校（母恋  
南町）  
▽ 11月22日 大沢校（輪西  
日）

△11月29日 大和校（東町大和、末広、弥生、汐見簡保、引揚各社宅、引揚援護寮、汐見商店街）

△12月2日 東園校（東町御園、東雲名各社宅、社宅外）

△12月3日 高砂校（水元高砂町鉄道公舎）

△12月4日 知利別校（知利別町富士鉄社宅、栗林社宅、社宅外）

△12月5日 知利別校（中島島、高砂各町の一部）

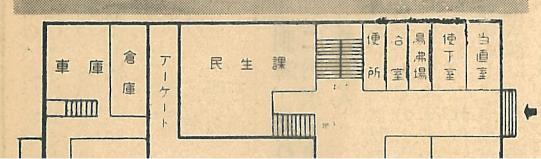
△12月6日 中島校（中島町社宅中通り以東全部）

△12月9日 日新校（中島町社宅中通り以西全部）

△12月10日 高平校（高平町の一部、本輪西町入江町の一部）

# 新市庁舎完成

# 新市庁舎完成



# 市政だより

執務時間がかわりました

平日 午前 8:30 ~ 午後 4:30

- ・ 11月1日から市役所の執務時間が、下記のとおりかわりましたのでお知らせします。
    - ▶ 平日 午前8時30分から午後4時30分まで  
(正午から45分休憩)
    - ▶ 土曜日 午前8時30分から正午まで
  - ◎水道部も同じです。

# 菊香る文化の日

## 市功労者を表彰

る室蘭市  
功労者の  
表彰式は  
、菊の香  
も高い文  
化の日に  
市議会議  
場で行わ  
れ、本年  
は公益功  
労者一名

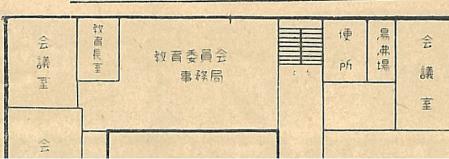
教育功労者五名、市選管委員功労者一名、市職員功労者一名が表彰されました。表彰を受けた方々は次の通りです。

公益功勞者  
蘭市民生委員連絡  
議會副會長  
工藤喜八

室蘭市教育委員会	教育長	藤 茂	元朝陽小学校教諭	荒 井 伊 ク	田 仲 昌 五 郎	室蘭商業高等学校	教諭	野 戸
----------	-----	-----	----------	---------	-----------	----------	----	-----

市選管委員  
室蘭市選舉管理委員會

輪西町入江以西、神代町のとおり巡回診療時に行  
く一部、幌蘭町) ます。



日鋼室蘭製作所技能  
者養成所嘱託講師

肉絲

義

肉兒クイズ

## 応募要領！

用革手袋のうせいすれか  
一品。

△応募は本紙刷込みの用紙を使用し、市役所課税課および輪西支所、各出張所の内免で投票箱

.... きりとり ...

## 第5回 納税クイズ

希望品 婦人用紳士用

庇募者  
室蘭市

町

同  
番地

△本輪西  
△利別  
△御前水  
△中島町  
が当選

しました  
町三 蛇名長四郎  
町社宅 羽生 サキ  
町三 前田 享之  
社宅 大条 洋子

市税は期に  
めましよう

...きりとり .....

るものおより料説できな  
いものは無効です。  
希望の賞品に〇印を付  
てください。

## 防火の秘訣は 焼かない注意

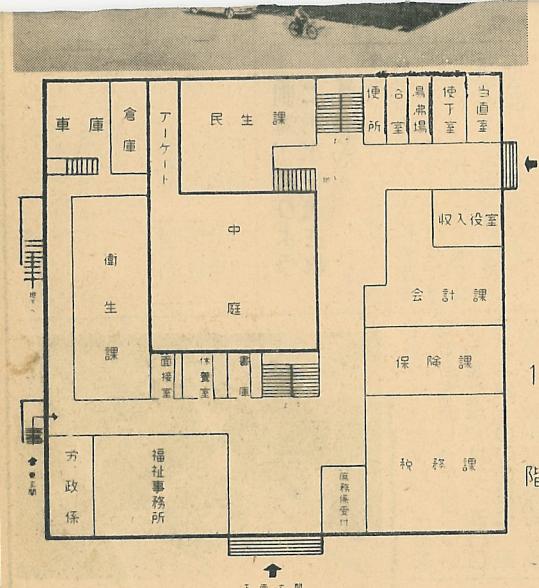
もに、ストーブの過熱や  
筒の飛火による火災が多く  
なり、防火上特に注意を  
する時期です。

る十月十日より四日間、  
他の火災予防運動行事の一  
として、皆さんの家庭や  
施場などの防火査察を行ひ  
ましたところ、注意指導總  
數一、二八九件中、スト  
ーブ、煙筒の不備なものは  
、一七九件もありました  
こんな小さなことからでも  
火災はおきます。

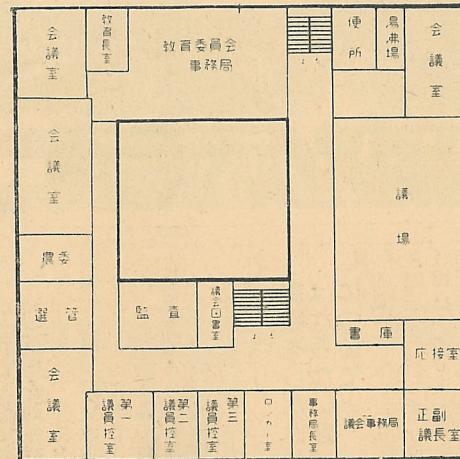
ご家庭のストーブ取付けは  
丈夫ですか、もう一度よ  
く確かめて下さい。

お互いによく注意して、「火  
災のない明るい室蘭建設」  
にご協力を願います。

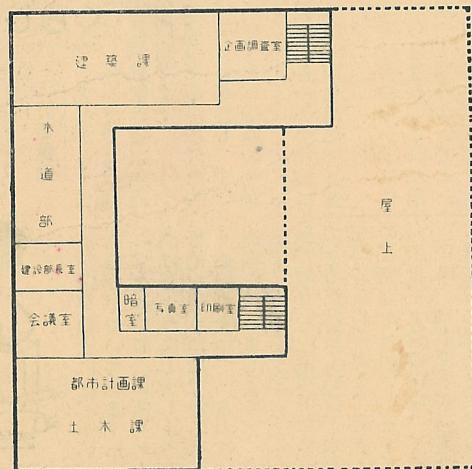
器具は、使用しないで下さい。  
破損したり、不完全なもので、十分な広さのあるものを使用して下さい。  
煙筒は少なくとも壁から十五糀、天井から三十五糀以上はなして下さい。  
建物の貫通部には必ずメガネ石を入れて下さい。



市  
厅  
舍  
名



3  
階



階配置

四

クイズ解答原文は厳封の上、課税課で保管し、この原文に合致した解答を正解とします。発表は市政だより次号に

△ 注意 応募者は室蘭市民  
に限る。上記の規定に反す  
場合は、該件は無効とす  
ることとする。

# 私設下水道できれいな街を

市は住みよい、きれいな街をつくるため、昭和三十一年から第一期下水道工事を始めていますが、本年六月十四日に室蘭市下水道条例を公布し、今度、みなさんに私設下水道をつくつていただこうになりましたので、その概要をお知らせします。

## 私設下水道とは

下水道は、一般家庭や工場、病院等からなる污水を始めとする施設で、公設と私設とに分けられます。公設下水道は、市が公道につくる下水道で、一切市が行います。私設下水道は、公道以外の土地や建物から出る污水を公設下水道まで排出するため、個人がその宅地内につくる下水道で、ちょうど水道を引く場合と同じように、皆さんの負担で台所や便所、湯殿等から排水するために、個人がその台所や便所、湯殿等から排水

管を引き公設の污水栓に連絡する施設です。

**下水道義務者**は

下水道の効果は私設下水道ができる始めて発揮できます。下水道法では「土地の所有者、使用者又は占有者は」とあり、これらの方々が下水道義務者となります。

**下水道使用者**は

使用者は、污水を常時私設下水道に流し、これを使用者で掃除やしんせつする者で、掃除やしんせつ

届出等の責任があります。

## 私設下水道はいつつくるか

市が公設下水道の布設を完了したときは、私設下水道をつくる区域の義務者は、告示の日(告示後新しく義務をつくる人はその日)から三ヶ月以内に認定を受けますから、区域の告示の日から三ヶ月以内に認定を受けるようにして下さい。

市が公設下水道の布設を完了したときは、私設下水道をつくる区域の義務者は、告示の日(告示後新しく義務をつくる人はその日)から三ヶ月以内に認定を受けますから、区域の告示の日から三ヶ月以内に認定を受けるようにして下さい。

ません。

ません

